**ＬＥＤ規制中間報告**

1. 諮問の内容

　最近のＬＥＤ等の技術進歩は目覚しいものがあり、デジタルサイネージ等による屋外広告物が急速に普及している。これらの屋外広告物は点滅等により目に留まりやすい広告としての効果がある一方、不適切な照明環境が発生し、周辺居住者から苦情も発生する事態も発生している。このようなＬＥＤ等照明広告物について適切な規制の内容・水準のあり方を検討する必要がある。

1. 審議経過

平成25年12月5日　景観審議会　諮問

平成26年1月28日　第1回屋外広告物部会

平成26年3月14日　第2回屋外広告物部会

平成26年5月27日　景観審議会　部会報告

平成26年10月27日　第3回屋外広告物部会

1. 規制基準を検討するに当たっての論点

　○どこまで規制対象とするのか

　　・点滅とデジタルサイネージ等内容が変化するものに限定するか。

　　・内照看板で派手なものも含めて規制するか

　○どのような規制内容にするか

　　・「輝度制限（ｃｄ／㎡）」と「規模制限（㎡）」とを合わせた規制とするか。

　　・具体的な数値設定（根拠のある基準があるか、他都市の事例など）

　○どのような規制区域を設定するか（住居系地域を基本）

　　・住環境を守るため、住居系地域に隣接した地域の一部を対象とするか。

　　・市街化調整区域も対象とするか。

1. 中間報告

（１）規制対象、規制目的

　○今回の規制の目的は、住居系地域の夜間景観を守っていくという視点である。

　○規制対象は、誰もがＮＧを出すものとして、パチンコ店やスーパーの夜間のＬＥＤ照明等を想定している。内照看板やその他の照明の看板も規制すべきという意見もあったが、今回はさしあたって良好な夜間景観の形成上明確に阻害要因となる可変表示型屋外広告物（常時表示の内容を変えることができるもの及び点滅するもの）に限定する。

　○広域的に規制をかけていくことやこれまでの屋外広告物規制の規制手法を考慮して、用途地域により規制区域を設定する。また、用途境界から５０ｍの区域は規制区域とする。

　○住居系区域の内、規制対象としては、幹線沿道の商業利用を広く認めている準住居地域以外の地域とする。なお、市街化調整区域も規制区域に含める。

1. 規制内容

　○ＣＩＥ（国際照明委員会）の設定するＥ３区域　輝度　８００ｃｄ／㎡　を仮置する

　○「デジタルサイネージ景観向上のための光源輝度を指標としたＬＥＤディスプレイの心理的影響評価」研究報告によると、「非常に不快」と回答した割合が、８００ｃｄ／㎡の場合、約２５％である。

　○面積については、住宅地に実例が少ないことや、影響が科学的に立証できていないことから今回は特に規制は設けない。

1. 規制手法

　○条例として定めるには、事例が不足していることから、ガイドラインとして規制基準を定め、事例を重ね検証した上で条例を定める。

　○申請段階で必要となる資料は今後定める。

1. 今後の課題

　○ＬＥＤ等照明等やその他の照明の影響に関する研究などを把握する。